

名古屋市交通局管理規程第27号

職務に専念する義務の免除基準に関する規程（昭和55年名古屋市交通局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

令和6年12月27日

名古屋市交通局長 折戸秀郷

第2条第9号中「又は在籍する学校等の臨時休業等に伴い必要となる当該子の世話」を「、在籍する学校等の臨時休業等に伴い必要となる当該子の世話又は在籍する学校等が実施する行事への参加」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和7年1月1日から施行する。
- 2 附則第3項の規定による改正後の名古屋市交通局職員の職名及び補職名規程等の一部を改正する規程（令和5年名古屋市交通局管理規程第5号）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（名古屋市交通局職員の職名及び補職名規程等の一部を改正する規程の一部改正）

- 3 名古屋市交通局職員の職名及び補職名規程等の一部を改正する規程の一部を次のように改正する。

附則第3項中「「引き続いて180日以内」」を「「引き続いて90日以内」」に改め、「、その他の場合については引き続いて180日以内」を削る。